

## 資料E 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体の概要

	自治会	校区コミュニティ	市民活動団体
概要	良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域内の市民によって主体的に組織された団体【第2条定義】。 原則として全世帯(戸)加入の考え方に立っており、その区域内に生じるさまざまな(共同の)問題に対処することをとおして、地域を代表しつつ、地域の(共同)管理に当たる住民自治組織。	良好な地域社会をつくるため、市内の小中学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体【第2条定義】。 一つの自治会だけでは対応が難しい課題や広域的に対応した方が効果的な活動に取り組んでいる。	特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的に公益的な活動を行う団体であって市内で活動するもの(主として営利を目的とした活動、政治的活動及び宗教的活動を行う団体並びに自治会及び校区コミュニティを除く。) 【第2条定義】。
団体数	46団体	6団体 (全8校区のうち6校区で設立)	55団体(令和2年度登録団体) 市に主たる事務所を置く特定非営利活動法人は23団体 (R2年6月現在)
市の支援状況	自治会統合型交付金: 組織運営、地域分別収集、道路環境美化、防犯灯設置・維持管理、地域環境整備、分館活動及び分館教養学級に対して一定額(自治会当たり13万円~74万円)を交付。	校区まちづくり事業交付金: 組織運営、環境保全・地域美化、青少年健全育成、防犯・防災、健康・福祉、広報、その他地域の特性を活かした活動に対して70万円を上限に交付。  地域力アップ事業補助金: 身近な課題を解決するため、地域の特性を生かした自発的な取り組みに対して15万円を上限に補助。	つながりひろば(市民活動支援センター): 市民活動に関する相談、情報提供、団体間の交流促進等を行う、市民活動の拠点となる施設。  公募型補助金: 地域の課題に対する公益的事業を公募し、審査を経て採択された事業に対して補助対象経費の2分の1、30万円を上限に補助。